



# 鳥取県公報

令和2年7月27日（月）  
第9220号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	保安林の指定予定（436）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	開発行為に関する工事の完了（437）（西部総合事務所生活環境局）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良法による換地処分（438）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（12）・・・・・・・・・・ 2
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除（13）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3
◇ 正 誤	令和2年6月16日付鳥取県告示365号中訂正・・・・・・・・・・ 3
	令和2年7月3日付鳥取県告示400号中訂正・・・・・・・・・・ 4

## 告 示

### 鳥取県告示第436号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鳥取市河原町小河内字滑渡り627の27、字奥山934の127、934の131
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

### 鳥取県告示第437号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年7月27日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和元年12月18日 鳥取県指令第201900245531号  
令和2年4月6日 鳥取県指令第202000006915号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市竹内町字才仏灘
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取県境港市元町25  
株式会社ケンズホーム 代表取締役 遠藤 健司

### 鳥取県告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る阿毘縁地区第2工区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和2年7月27日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第12号

令和2年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年7月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和2年7月29日（水） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 令和2年度県・市町村選挙事務担当者研修会について
  - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第13号

倉吉市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和2年7月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

指定を解除した施設の名称	所在地
倉吉市関金町堀多目的研修集会施設	倉吉市関金町堀2041-1
倉吉市関金町山口多目的研修集会施設	倉吉市関金町山口637-1

**公 告**

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月27日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土地の面積			開発行為の 工期	開発行為 の許可年 月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしようと する森林 の土地の 面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
有限会社日吉 津土建 代表取締役 松本 吉弘	西伯郡日 吉津村日 吉津199- 6	西伯郡伯 耆町二部 字福園ノ 二198- 1ほか55 筆	真砂土採 取	6.2982ヘ クタール	6.0049ヘ クタール	3.5835ヘ クタール	令和2年7 月14日から 令和4年4 月6日まで	令和2年 7月14日

**正 誤**

令和2年6月16日付鳥取県公報第9209号の鳥取県告示第365号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

- 頁 4
- 行 9
- 誤 立木の伐採の限度
- 正 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

令和2年7月3日付鳥取県公報第9214号の鳥取県告示第400号（保安林の指定予定について）中次の箇所に関りがあったので、訂正する。

頁 4

行 下から2

誤 八頭郡八頭町市谷字荒神谷585、582の2、586、587、588、589の1、字村内380の2、380の3

正 八頭郡八頭町市谷字荒神谷585、585の2、586、587、588、589の1、字村内380の2、380の3